

同志社女子大学の諸活動に関する方針

同志社女子大学は、新島襄の先駆的な女子教育への情熱に基づく女子塾を起源とし、創立以来、建学の精神「良心教育」を柱に「キリスト教主義」、「国際主義」、「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、大学学則第1条において「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として学術の教授研究を行うとともに、キリスト教の精神にしたがい、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成することを目的とする。」とし、大学院学則第1条において「立学の精神に基づき学部の教育の基礎のうえに、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与する女性の育成を目的とする。」と定めている。

本学は、教育理念・目的に基づき、その実現のために諸活動における方針を以下のとおり定める。

<内部質保証に関する方針>

1. 本学が掲げる教育理念・目的の実現に向けて、自らの責任において教育研究活動等が適切な水準にあることを保証するとともに、恒常的・継続的にその質の向上を図るため、「同志社女子大学内部質保証推進規程」に従い、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。
2. 全学の内部質保証に責任を負う組織である同志社女子大学内部質保証推進委員会を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のある着実なPDCAサイクルを機能させる。
3. 社会に対する説明責任を果たすため、本学における自己点検・評価結果、内部質保証の状況並びに本学の基本的情報を積極的に公表する。

<大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針>

[求める教員像]

1. 本学の教育理念及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を理解し、専門知識と教育・研究能力を有し、真摯に教育研究に取り組む教員。
2. 本学における自身の役割を認識し、他の教職員との協働により大学運営を円滑かつ効率的に推進することができる教員。
3. 本学における教育研究及び大学運営の活動を通じて、本学及び社会の発展に寄与する意欲のある教員。

〔教員組織の編成方針〕

1. 大学設置基準、大学院設置基準等の関係法令に則り、本学の教育課程に相応しい教育が適正に行われる教員組織を編成する。
2. 教員の配置については、年齢構成、男女比、国際性など教育研究上の必要性を踏まえた構成となるように配慮する。
3. 教員の採用については、「専任教員採用システム」に基づき行う。教員採用方針（職種、分野、人数、所属学部学科等）は、学部学科の教育研究計画を勘案し、将来構想等全学的な観点から学長が決定する。
また、任用、昇任については、「同志社女子大学教員任用規程」、「同志社女子大学大学院教員任用内規」、「教授昇任基準に関する申し合わせ」等に従い、透明かつ公正で適切な方法で行う。
4. 教員の資質向上を図るため、組織的かつ継続的にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組み、教育能力の向上、教育課程の開発及び改善、授業方法の改善を図る。

＜学生支援に関する方針＞

本学は、学生一人ひとりに全人格的に接しようとした創立者新島襄の真摯な姿勢を受け継ぎ、学生支援に関する方針を以下のとおり定める。

〔修学支援〕

1. 学生が円滑に学修を進めていくことができるように学修相談、履修指導の実施に取り組む。
2. 図書館やラーニング・コモンズ、情報通信設備等の学習環境を整備し、学生の主体的な学習を促進する。
3. 学業の継続に困難を抱える学生の状況を早期に把握し、関連部署の連携により一体的な支援を行う。
4. 外国人留学生、障がいのある学生など、多様な学生に対応した修学の支援を行う。
5. 経済的な理由で就学の継続が困難な学生に対しては、学内外の奨学金等を通じて支援を行う。

〔生活支援〕

1. 保健室を中心に学生の心身の健康維持管理に努める。特にメンタルヘルスケアについては、学部・学科と保健室、学校医・学生相談室の連携により、心や適応の悩みを抱える学生の相談体制を整える。
2. 本学のすべての構成員を対象にハラスメント防止の啓発活動を実施する。また、相談体

制を強化するとともに、ハラスメント事案が発生した場合には所定の規程・手続等に
従い適切に対処する。

3. 課外活動は、学生の人間的な成長と自立を促す教育の一環と位置づけ、クラブ活動及びボランティア活動等を積極的に支援する。

〔進路支援〕

1. 学生一人ひとりが自己の人生を考え、生涯を通じたキャリアの構築を目指すことができるように、体系的なキャリア教育を実施する。
2. 学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質・能力を形成し、学生一人ひとりの希望する進路選択ができるように、キャリア支援部は、相談、助言、各種ガイダンスの実施等の多様な支援を行う。

<教育研究等環境の整備に関する方針>

1. 学生の学習と教員の教育研究活動に必要な校地及び校舎等の施設・設備の充実に努める。また、校舎等の施設・設備については、維持管理、防災への対応等に計画的に取り組む。
2. 情報通信技術（ICT）機器や安全なネットワーク環境の充実に努めるとともに、教職員及び学生の情報倫理の確立に取り組む。
3. 図書館では、各学部・学科、各研究科の教育研究内容に沿った質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、学生及び教職員にその効果的な利用を促進する。
4. 学生の自主的な学習を促進するためにラーニング・コモンズや自習室の整備・充実に努める。
5. 教員の教育研究活動を促進するため、研究費、研究室、研究時間の確保等、学内研究支援制度の充実に努めるとともに、科学研究費等の外部資金の獲得を促すための組織的支援を講じる。また、学生の学修支援の一環として、SA（スチューデント・アシスタント）やTA（ティーチング・アシスタント）の運用の充実に努める。
6. 教員及び学生の研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施や、研究倫理に関する学内審査機関の整備に努める。

<社会連携・社会貢献に関する方針>

1. 学外の諸組織（教育研究機関、地方公共団体、企業その他の団体等）との間に協定及びその他必要な取り決めを定め、適切な連携体制を構築し、教育連携事業、地域連携事業、生涯学習事業等の社会連携活動を積極的に推進し、地域社会の発展や課題解決に貢献する。

2. 海外の大学等との連携協定等に基づき、学生の海外留学及び海外研修、外国人留学生の受け入れ、教職員の学術交流等の国際交流活動を推進し、海外の教育機関等との連携の活性化を図り、その成果の活用により国際社会の発展に貢献する。

＜大学の管理運営に関する方針＞

1. 学長のリーダーシップのもと、学長の職務を補佐・推進する機関であり各組織の長で構成する常任委員会において、教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項を総合的に審議することにより、迅速かつ適正な大学運営を推進する。また、関係法令及び学内諸規程に基づく公正で透明性の高い大学運営を行う。
2. 教授会及び大学院委員会は、リベラル・アーツの教育理念を具現化するために、全学的に構成する。教育研究に関する事項は教授会又は大学院委員会で審議し、管理運営に関する事項は評議会に諮問し、学長が決定する。
3. 教育研究活動を適切かつ効果的に支援するため、「同志社女子大学事務機構規程」に定められた事務組織に適正な人員を配置する。また、教職員に対し、必要な知識・技能を習得し、能力・資質を向上させるため、研修の機会を設ける。
4. 質の高い教育研究活動を展開していくため、中・長期的な財政計画に基づき、健全で安定した財政基盤を確立し、適切な予算編成及び予算執行を行う。